

令和元年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市浜島B&G海洋センター	所在地	志摩市浜島町浜島3564番地4
指定管理者名	特定非営利活動法人浜島スポーツクラブ	指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1) 海洋センターの利用の許可に関する業務 (2) 海洋センターの利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が海洋センターの管理上必要があると認める業務		
施設概要	平成3年4月10日竣工 アリーナ (31×28m)、武道場・トレーニングルーム (28×15m)、ミーティングルーム、温水プール (一般用25×13m1面、幼児用10×6m1面)、事務所、トイレ、更衣室、シャワー室、倉庫、その他附属建物 (艇庫、機械庫、倉庫)、駐車場 (80台収容) 温水プールは4～12月のみ営業		
職員体制	正職員3名、臨時職員9名		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)	
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	比較(C-B)	
収入	指定管理料	26,871,000	26,871,000	27,017,000	146,000	
	利用料金	1,840,950	2,090,650	1,929,450	-161,200	
	その他	1,134,236	137,251	135,496	-1,755	
	前期繰越金	136,587	455,422	369,148	-86,274	
	計(a)	29,982,773	29,554,323	29,451,094	-103,229	
事業 支出	事業費	29,151,362	28,857,506	28,593,277	-264,229	
		人件費	14,565,918	14,306,154	12,712,194	-1,593,960
		その他	14,585,444	14,551,352	15,881,083	1,329,731
	管理費	375,989	327,669	254,797	-72,872	
		人件費	276,400	279,000	215,900	-63,100
		その他	99,589	48,669	38,897	-9,772
	計(b)	29,527,351	29,185,175	28,848,074	-337,101	
収支差引額(a-b)	455,422	369,148	603,020	233,872		

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	【収入の部】 利用料金： プール利用料収入は前年度比103,850円減 (内「プール会員」収入90,000円減) となった。常連客の高齢化が進み、31年度は更新や利用自体がなかった方が多数いた。アリーナ利用料収入は57,350円減となった。昨年度はあった長期合宿利用がなかったこと、3月以降、新型コロナウイルス感染症対策により施設に臨時休業措置が取られたことが主な要因となった。
	【支出の部】 人件費 (給与・手当・共済費)： センター・インストラクターが7月に中途退職したため、7月末時点で人件費合計1,611,000円の余剰となった。 その他 (需要費)： 上記余剰について、市の承認を得た上で補正予算を組み、ソーラーシステムメンテナンス工事 (1,045,000円)、玄関バリアフリー化工事 (140,000円)、ミーティングルーム照明器具LED化工事 (189,200円) の施設修繕を実施した。

指定管理者	市
<p>施設の管理運営や会計処理等は適切に行うことができませんでした。</p> <p>少子高齢化・人口減少による利用者の減少が課題である中、近年は台風や豪雨の多発、夏の酷暑が常態化しており、さらに今年度は新型コロナウイルス感染対策として長期臨時休業措置が取られるなど、マイナス要因が重なり、利用料収入が大きく減収となりました。日頃から利用者とのコミュニケーションを図り利用者のニーズや利便性を把握した上でサービスを提供してきましたが、今後は新たなニーズも開拓しなければ増収は困難と考えます。合宿誘致も今回のコロナ禍のような状況が今後もあれば難しく、市民、県民を対象とした利用率向上の必要性を感じます。</p> <p>前回指摘のあった緊急時のマニュアル整備や苦情処理体制の整備、施設修繕の記録整備についてはまだ不十分な点が多くあり、早急に取り組みたいと考えます。</p> <p>規定のセンター・インストラクター配置については候補職員の退職後、後任者が見つからないまま現在に至っており、懸案事項となっています。</p>	<p>指定管理者として、年数も長くなってきたが、施設管理については、経費節減に努めており、適正な運用がなされている。</p> <p>アクアインストラクターの配置には、人件費や現代の雇用ニーズにずれがあり、困難な状況ではあるが、引き続き配置に努められたい。</p> <p>今後は、施設の適正運用を保ちつつ、利用者数の増加に向けて地域との関わり方や学校との連携、健康増進や介護予防に取り組む団体等との連携事業を積極的に取り組むことを期待したい。</p> <p>また、地域住民のみならず、市外からの利用者増加にも視野に入れ、学生合宿等の積極的な受入にも取り組み、地域事業者と連携して地域活性化に繋がる事業展開を期待する。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針については、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である、住民のスポーツを通じての体力向上及び心身の健全な発達に資することができた。	A	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	A	施設の供用日数・供用時間は守られた。3月4日以降年度末まで志摩市による新型コロナウイルス感染拡大防止措置により全館臨時休業となった。	A	緊急措置による臨時休業以外は事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	B	職員の配置状況・勤務実績は適正であったが、センター・インストラクター候補者が中途退職したため、有資格常勤職員は未配置となった。	B	職員の配置は適切に行われていたが、インストラクター候補者が途中不在となったため、引き続き、インストラクター配置に努められたい。
	⑤意思疎通	A	相談・連絡は電話・訪問等により密におこない、報告についても遅滞なくおこなった。また内容及び処理に疑義が生じた場合は教育委員会の指示を仰いだ。	A	定期連絡はないものの、必要な際には随時連絡により遅滞なく情報共有できた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	B	点検記録等の整備保管は適正に行われた。修繕、故障等については一部不十分なものがあつた。	B	各種の記録については、適正に整備・保管がなされていたが、一部不十分な個所については適正に取り扱われたい。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	概ね協定書の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する地方自治法、スポーツ基本法を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	玄関のバリアフリー化やプール棟のミストシャワー設置等、利用者目線での安全・安心を目的とした改修をおこなった。	A	自主的に利便性を向上させる取り組みが多く見られ、利用者満足の上昇が図られた。
	②利用者の平等な利用	A	期間限定などイレギュラーな対応が必要になったとき等は全職員が情報を共有できるよう『職員用閲覧板』にて申し送りをし、サービス水準の確保に努めた。	A	サービスの質を落とすことのないよう日々改善に取り組んでおり、サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	SNSや館内掲示板を活用し、施設の利用予定やイベントの情報発信を図った。特に今回のコロナ関係の休業を含む情報周知については、SNSを利用しない層の会員へは電話連絡も行き、取りこぼしのないよう努めた。	A	すべての利用者が情報が得ることができよう、電話連絡やSNS等を活用して情報提供に努められた。
	④非常時・緊急時の対応	A	津波・地震発生時の職員配置、傷病人発生時の対応マニュアルは目につくところに掲示している。津波避難訓練についてはイベントとして一般参加者を募る形で毎年実施しており、職員もスタッフとして参加している。	A	緊急時のマニュアルが整備されており、従業員及び利用者を含めた訓練に取り組まれている。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情への対応は、その状況に応じて利用者へ親身になって対応されていた。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	スポーツ教室、イベントともそれぞれに活発な活動をおこない好評を得ることができた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後は報告書を作成し、理事・運営委員へ報告を行うとともに、次年度の事業を決定する代表指導者会議において反省点について話し合い、事業の改善につなげた。	A	会議できちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	建物・設備の点検は常に行われ、修繕・修理が必要な場合は職員間でスムーズに報告・指示がなされ、迅速に処置をおこなった。植栽等についても適切な管理を行い、美観の保持に努めた。	A	施設設備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
		施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	1件30万円未満の修繕は速やかに実施した。市の予算にて行う必要のある修繕は遅滞なく所管課に連絡した。また、以前から不具合を指摘されていたソーラーシステムの自動制御盤機器の更新メンテナンス工事をおこない、利用者への安定的なサービス供給維持を図ることができた。
⑤清掃業務	A		館内の清掃はプールを含め毎日実施しており、常に清潔な状態を保つことができた。	A	清掃が行きとどいており、清潔な状態が保たれていた。
⑥防犯体制	A		鍵の管理は適切に行っており、防犯については閉館時のチェックシートを設け確実に施錠をおこなっている。また、玄関、ロビー、2F武道場の3カ所に監視カメラを設置し事務所から監視できるようになっている。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も適切に保管している。普段の会計処理は事務員がおこない、毎月の監査を会計事務所に委託している。決算についても同様に事務員が作成し、会計事務所が精査しており、健全で適正な会計処理がされている。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も簿記の有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	収支バランスは適正であった。中途退職による人件費の余剰金については市当局に報告・相談の上、ソーラーシステムのメンテナンス工事費等修繕費に充当したほか、消費税増税になった反面、次年度より指定管理料が減額になることを考慮し、次年度の資金として繰越した。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。